

著作物の教育利用に関する関係者フォーラム
設置要綱

平成 30 年 11 月 27 日
著作物の教育利用に関する関係者フォーラム
(総合フォーラム) 決定

(設置)

- 第 1 条 「著作権法の一部を改正する法律」(平成 30 年法律第 30 号。以下「改正法」という。)による著作物の教育利用に関する新たな補償金(授業目的公衆送信補償金。以下単に「補償金」という。)の創設や「文化審議会著作権分科会報告書(平成 29 年 4 月)」に伴い、権利者と教育関係者が、補償金の在り方や、教育現場における著作物の利用促進及び著作権に係る研修・普及啓発の促進等に資するための情報交換や意見交換を行うことを目的として「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」(以下「本フォーラム」という。)を設置する。
- 2 次条第 2 項第 1 号に定める補償金に関しては、補償金額の最終的な合意に至るまで議論・調整を行う「協議」を目的とするものではなく、あくまで、改正法に基づく教育機関設置者を代表する者に対する「意見聴取」(指定管理団体が指定された後に行われるもの)を円滑に進めるために、その参考となる情報交換や意見交換を行うための場として設置されるものである。なお、「意見聴取」は、指定管理団体が主体となって行うものであり、その実施方法については、指定管理団体において別途検討されるものである。

(本フォーラムの構成)

- 第 2 条 本フォーラムは総合的な見地から意見交換を行う「総合フォーラム」及び個別の検討事項に関する意見交換を行う「専門フォーラム」で構成する。
- 2 専門フォーラムの検討事項は次に掲げるとおりとし、検討の進捗状況に応じて、適宜、総合フォーラムへの報告を行う。
- 一 補償金について
 - 二 教育現場における著作権法に関する研修や普及啓発等について
 - 三 著作権法第 35 条の解釈に関するガイドラインの整備について
 - 四 著作権法第 35 条を補完するライセンス環境の整備・充実について

(構成員)

- 第 3 条 本フォーラムは、別紙のとおり、権利者団体(補償金の対象となる権利を有する団体を中心)の代表者・推薦者、教育関係団体(補償金の支払い義務を有する教育機関の設置者団体を中心)の代表者・推薦者及び著作権法又は教育に関する専門的知見を有する有識者をもって構成する。
- 2 権利者団体の代表者・推薦者と教育関係団体の代表者・推薦者は、概ね同数となるよ

うにする。なお、複数の団体の代表者・推薦者を兼ねている者がいる場合は、それを考慮することができる。

3 専門フォーラムに属する具体的な構成員は、総合フォーラムにおいて定める。

(代理・陪席・オブザーバー等)

第4条 構成員のうち権利者団体の代表者・推薦者と教育関係団体の代表者・推薦者については、代理による出席を可能とする。

2 陪席は、第3条第1項の権利者団体及び教育関係団体のうち1団体につき原則2名以内とし、事前に申し込みを要することとする。なお、これとは別途、総合フォーラム・専門フォーラムの構成員は、自らが属しないフォーラムに陪席することができる。ただし、陪席者は、原則として会議中に発言することはできない。

3 第3条第1項の権利者団体及び教育関係団体以外の団体であって本フォーラムで認められた団体については、オブザーバーとして出席することができる。ただし、オブザーバーは、原則として会議中に発言することはできない。

4 本フォーラムでは、必要に応じて、オブザーバーを含む関係団体や有識者等からヒアリングを行うことができる。

5 本フォーラムには、文部科学省及び文化庁等の各省庁等の職員が出席することができる。

(定足数)

第5条 総合フォーラム及び専門フォーラムは、権利者団体の代表者・推薦者と教育関係団体の代表者・推薦者それぞれの半数以上の出席（代理出席を含む。）をもって成立する。

(座長)

第6条 総合フォーラムについては、権利者団体の代表者・推薦者と教育関係団体の代表者・推薦者から各1名の座長を選出し、共同座長とする。

2 専門フォーラムについては、総合フォーラムにおいて定めた者を座長とする。

(検討スケジュール)

第7条 総合フォーラムについては、年間3回程度、専門フォーラムについては、月1回程度を目安に開催する。

2 初年度は、補償金に関する事項を優先して検討し、その他の事項についても、必要性・緊急性に応じて並行して検討を行う。

(議事概要等の作成・公開)

第8条 本フォーラムの記録は議事概要とする。

2 議事概要（構成員の発言を要約して記載したもの）は、会議終了後速やかに作成して構成員に送付する。

3 議事概要は無記名とし、各構成員の確認の後、最終版を構成員、構成員の所属・推薦

団体、オブザーバー及び各省庁等に共有するものとする（ホームページ等で一般に公開することは想定していない）。なお、構成員が所属・推薦団体の関係者に対して、議事概要やそれに詳細を補足等した資料を共有することは差し支えない。

- 4 議事概要に代えて、議事のポイント（議事の内容や委員の主な意見の概略をまとめたもの）を作成してホームページ等で公開する。また、あわせて会議の配付資料についても原則としてホームページ等で公開する。

（事務局・費用負担）

第9条 本フォーラムの庶務は、「教育利用に関する著作権等管理協議会」の事務局において行う。

- 2 本フォーラムの開催等に係る費用（会場費や設備費、有識者の旅費等）は「教育利用に関する著作権等管理協議会」又は指定管理団体が負担することを基本とし、構成員の参加に係る費用、日当等については、各構成員の所属団体等の負担とする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、本フォーラムに関し必要な事項は、構成員に諮って定める。

（適用）

第11条 この要綱は、平成30年11月27日から適用する。

専門フォーラム・議事のポイント

著作物の教育利用に関する関係者フォーラム事務局作成

専門フォーラム①「補償金の支払い等について」第1回

開催日時：2018年12月12日（水） 10:00～12:00

開催場所：一橋講堂（中会議場）（東京都千代田区）

議事次第

1. 座長挨拶
2. 委員等紹介
3. 既存使用料規程についてのヒアリング
 - ①日本音楽著作権協会（JASRAC）使用料規程について
質疑応答
 - ②日本文藝家協会使用料規程について
質疑応答
 - ③海外の補償金実施状況について（文化庁より）
質疑応答
4. 自由討議

（主な意見等）

- JASRAC 規程はホームページにおける著作物の利用向け。原則として学校法人のホームページ単位に許諾。
- 権利者団体への照会が少ない理由の一つに、出版社へ問い合わせている現状がある。仕組みをよく理解するため、教員養成カリキュラムに著作権を組み込むことを検討することも必要。
- 高校生までに著作権の授業を受けたことがあるのは学生の8割、という調査結果がある。
- 文化庁委託事業の海外の調査報告は、背景にある制度の違い等を意識して読み解く必要あり。
- 初等中等教育段階と高等教育段階は、ICT の対応状況も異なる等の理由から分けて議論することが望ましい。
- ICT 教育に消極的になってしまうような仕組みにしてはいけない。
- 補償金を学生一人当たりで決める、という方法もとり得る考え方。
- フィルタリングの問題と切り離せない。

専門フォーラム①「補償金の支払い等について」第2回

日時 2019年1月9日(水) 17:00~19:00

場所 日本新聞協会 大会議室(8F 大会議室)

議事次第

1. 座長挨拶
2. 補償金に関する意見(高等教育段階)
質疑応答
3. 資料2に基づく意見交換

(主な意見等)

- 説明された補償金に関する意見(高等教育段階)は的確である(補償金+包括ライセンスが基本、補償金額が利用の阻害とならないよう合理性のある基準に基づき決定すべき、決定の際は、学生一人当たりで額を定めるのが簡便で望ましい、著作物を利用した教材を複数教員で利用する場合も権利制限の範囲内とすべき、実態調査が過重な負担とならないよう配慮すべき等)。
- 教材の共同利用については様々な意見がある。
- 権利者側に許諾を求めても、許諾が得られない場合、得られる場合でも高額となる場合等取扱いがバラバラ。窓口の一本化が望ましい。
- 補償金は、設置者にとって支払可能な額での設定を望む。公立、私立それぞれ事情がある。

専門フォーラム②「教育現場における著作権に関する研修や普及啓発等について」第1回

開催日時：2018年12月20日（木） 10:00～12:00

開催場所：日本新聞協会（8階大会議場）（東京都千代田区）

議事次第

1. 座長挨拶
2. 委員等紹介
3. 初等中等教育段階における著作権教育について
4. 高等教育段階における著作権教育について
5. 自由討議

（主な意見等）

- 全国都道府県教育委員会内のアンケート調査で、教員向け著作権教育は71.1%で実施されている、という調査結果がある。
- 学習指導要領における著作権の取扱い方には時代による波がある。
- 著作権教育についてのPDF教材はいくつかあり、中には教育機関の半数近くが利用しているものもある。
- 中学校の技術家庭科の教科書には著作権について掲載があるが、3年間でこの部分に割かれる時間はごく僅か。ただ、年間を通じて、美術等他の科目でも触れられることで効果が上がることが期待できるのではないか。
- マナー、モラル、ルール、どのアプローチがいいのか。
- ライセンス環境の整備を前提に、このフォーラムでは、まずは教員向けのeラーニングによる普及啓発というキーワードに絞るのがいいのではないか。
- 大学での不正利用を防止するための研修に組み込む方法がある。
- 大学で著作権研修を組み込む場合、授業の進め方に関するFD（Faculty Development）とコンプライアンス順守のためのST（Staff Development）に組み込むのと両方の考え方があ

専門フォーラム②「教育現場における著作権に関する研修や普及啓発等について」第2回

日時 2019年1月9日(水) 1500～16:30

場所 日本新聞協会 大会議室(8F大会議室)

議事次第

1. 座長挨拶
2. 早稲田大学における著作権普及啓発活動について
質疑応答
3. 意見交換
 - (1) 高等教育機関における教師向け著作権に関する研修や普及啓発等
 - (2) 初等中等教育機関における教師向け著作権に関する研修や普及啓発等

(主な意見等)

- 文科省からFDを100%実施するよう言われており、徹底事項として教員に伝え実施している。
- FDのような学び型より、著作権に関する契約を実体験した方が身につく。
- 初等中等教育では、著作権のような専門性の高い分野の場合、先生ひとりひとりの意識の差が大きい。コンピュータも使う、使わないで二分される。
- スマホを用いたコンテンツを先生に提供しようとしても、学校で生徒にスマホを禁止するなど、否定的な学校が多く効果を得にくい。
- 初等中等教育においてICT教育が普及していこうとしている今、どのタイミングで著作権を広めるかについて、普及の足を引っ張ることのないよう取り組むことが大事。

専門フォーラム③「著作権法の解釈に関するガイドラインについて」第1回

開催日時：2018年12月13日（木） 10:00～12:00

開催場所：自動車会館（大会議場）（東京都千代田区）

議事次第

1. 座長挨拶
2. 委員等紹介
3. ガイドラインフォーラムの予定について
4. 教育利用に関する著作権管理協議会で検討されている利用方法について
5. 自由討議

（主な意見等）

- 補償金の額を決めるためにも改正著作権法 35 条の解釈指針（ガイドライン）は重要。
- ソフト・ローの面からみれば、ガイドラインは、①考慮した要素と、②継続して見直す柔軟性があるか、が重要。
- この場では、古いものとの比較ではなく、平成 16 年に関係団体が公表したガイドラインも参考にしながら新たなガイドラインを作成することにするのがいいのではないか。
- ガイドラインには出版関係の利用に関するものが多い。今ある各種ガイドラインを参考にしつつ、より広い種類の著作物利用をカバーするガイドラインが作ればよい。
- 大学には SPOC（Small Private Online Course）、通信制、MOOC と三種類の形態があり、分けて考える必要があるのではないか。
- 教員養成についてもガイドラインを検討することが必要。
- ガイドラインができたとき、より広く理解を得るため、単に業界団体の、ということではない重みづけが何等かあることが重要。

専門フォーラム③「著作権法の解釈に関するガイドラインについて」第2回

日時 2019年1月22日（火）13:00～14:30

場所 出版クラブホール（ホールABC）

議事次第

1. 座長挨拶
2. 法人設立のご紹介
3. 専門フォーラムの今後の検討項目について
4. ガイドラインについて国大協からの意見発表
5. 権利者側からのたたき台ご説明
6. 質疑応答・自由討議

（主な意見等）

- 改正著作権法 35 条の解釈指針（ガイドライン）では様々な事例を挙げた方が、現場の先生が理解しやすいものになる。
- 「授業を担当した者」、「授業を受ける者」以外の授業補助者、事務職員や委託事業者等が利用主体である場合の考え方を整理する必要がある。
- 法解釈論に至らずとも両者間の合意が形成できれば ICT 教育の促進にはつながるのではないか。
- 授業の範囲外とされる保護者会、学校説明会等の取扱いも簡便に利用できるよう検討してもらいたい。
- 共同利用についてはさらに議論が必要。
- 合意形成を目指すより、共通の理解を醸成することを目的としてガイドラインを作成するのが重要。

専門フォーラム④「補償金制度を補完するライセンス環境について」第1回

開催日時：2018年12月13日（木） 13:00～14:30

開催場所：自動車会館（大会議場）（東京都千代田区）

議事次第

1. 座長挨拶
2. 委員等紹介
3. 現在の協議会で検討されている利用状況予想についての説明
4. 現在、権利者の協議会で検討されているライセンスについての説明
5. 自由討議

（主な意見等）

- 改正著作権法 35 条 1 項の但書と関係なく、ICT 教育環境を整えるため、あると使い勝手がいいものを「基礎ライセンス」、但書の対象となる利用のライセンスを「専門ライセンス」と整理した。この場では主に「基礎ライセンス」の検討をしたい。
- 「基礎ライセンス」は、保護者会や職員会議等生徒がいない校内利用も想定内。
- 「共有」という用語ひとつとってもいろいろな形が想定し得る。用語は誤解を招かぬよう慎重に定義して使う必要がある。
- MOOC や OER（Open Educational Resources）について検討してほしい。
- 35 条以外の制限規定も視野に検討する必要がある。
- 学部、学科で異なる取り扱いをする場合、教育機関の理解を得られるような仕組みが必要。
- ECL（Expanded Collective License）制度がない以上、ライセンスには、権利を委託している者の著作物等しか含まれない。権利者側にも権利を集める努力を求めたい。

専門フォーラム④「補償金制度を補完するライセンス環境について」第2回

日時 2019年1月24日(木) 15:00~16:30

場所 日本新聞協会 大会議室(8F 大会議室)

議事次第

1. 座長挨拶
2. 補償金を補完するライセンス環境について
3. 自由討議

(主な意見等)

- 今後のICT教育の展開をにらみ、「基礎ライセンス」の対象となる利用のなかで共同利用と授業目的以外の利用に着目した。
- 年限をまたぐ共同利用を補償金の範囲とするか、基礎ライセンスの範囲とするか。いずれにしても補償金と基礎ライセンスの組合せでの解決が望ましい。
- 補償金と基礎ライセンスでは対象となる著作物が異なるのは不安である。幅広い著作物が許諾されるような環境整備が重要。
- レパトリーのDB化も必要。
- 権利者としてはできるだけ許諾が出せるようにレパトリーを拡大したい。

著作物の教育利用に関する関係者フォーラム開催日程・会場案内

教育著作権フォーラム事務局

総合フォーラム						
開催数	開催日	曜日	時間帯	会場名	会場住所	会場URL
第一回	2018/11/27	火	10:00~12:00	アイビーホール（ナルド）	東京都渋谷区渋谷4丁目4番25号	https://www.ivyhall.jp/conference/
第二回	2019/1/15	火	10:00~12:00			
第三回	2019/3/14	木	10:00~12:00			

①教育利用の補償金の支払等について						
開催数	開催日	曜日	時間帯	会場	会場住所	会場URL
第一回	2018/12/12	水	10:00~12:00	一橋講堂（中会議場1・2）	東京都千代田区一ツ橋 2-1-2 学術総合センター内	http://www.hit-u.ac.jp/hall/
第二回	2019/1/9	水	17:00~19:00	日本新聞協会（会議室）	東京都千代田区内幸町2-2-1 日本プレスセンタービル	http://www.presscenter.co.jp/aboutus/
第三回	2019/2/19	火	13:00~14:30	一橋講堂（中会議場1・2）	東京都千代田区一ツ橋 2-1-2 学術総合センター内	http://www.hit-u.ac.jp/hall/
第四回	2019/3/12	火	18:00~20:00	一橋講堂（中会議場1・2）	東京都千代田区一ツ橋 2-1-2 学術総合センター内	http://www.hit-u.ac.jp/hall/

②教育現場における著作権に関する研修や普及啓発等について						
開催数	開催日	曜日	時間帯	会場	会場住所	会場URL
第一回	2018/12/20	木	10:00~12:00	日本新聞協会（会議室）	東京都千代田区内幸町2-2-1 日本プレスセンタービル	http://www.presscenter.co.jp/aboutus/
第二回	2019/1/9	水	15:00~16:30			
第三回	2019/2/12	火	17:00~19:00	日本教育会館（中会議室）	東京都千代田区一ツ橋2-6-2	http://www.jec.or.jp/

③著作権法の解釈に関するガイドラインについて						
開催数	開催日	曜日	時間帯	会場	会場住所	会場URL
第一回	2018/12/13	木	10:00~12:00	自動車会館（大会議室）	東京都千代田区九段南4-8-13	http://www.jidosya-kaikan.com/index.html
第二回	2019/1/22	火	13:00~14:30	出版クラブホール（ホールABC）	東京都千代田区神田神保町1-32	https://shuppan-club-hall.jp/
第三回	2019/3/5	火	10:00~12:00	日本教育会館（中会議室）	東京都千代田区一ツ橋2-6-2	http://www.jec.or.jp/

④補償金制度を補完するライセンス環境について						
開催数	開催日	曜日	時間帯	会場	会場住所	会場URL
第一回	2018/12/13	木	13:00~14:30	自動車会館（大会議室）	東京都千代田区九段南4-8-13	http://www.jidosya-kaikan.com/index.html
第二回	2019/1/24	木	15:00~16:30	日本新聞協会（会議室）	東京都千代田区内幸町2-2-1 日本プレスセンタービル	http://www.presscenter.co.jp/aboutus/
第三回	2019/2/19	火	10:00~12:00	一橋講堂（中会議場1・2）	東京都千代田区一ツ橋 2-1-2 学術総合センター内	http://www.hit-u.ac.jp/hall/

本件に関する連絡先：教育著作権フォーラム事務局（担当:伊藤）

（公益社団法人日本複製権センター内）

E-mail : edu_committee@jrrc.or.jp

TEL : 03-3401-2382